

年 月 日

東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化申請書

東松山市長 宛て

申請者 住 所：

氏 名：

電 話：

東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化の対象児童に係る利用者負担金の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

ただし、過年度利用者負担金等に未納がある場合は、必ず完納することを申し添えます。

記

児 童 氏 名	続柄	生年月日	同居 別居 の別	備 考 〔 保育園又は幼稚園等に在 籍している場合は園名を 記入してください。〕
		年 月 日	同・別	
		年 月 日	同・別	
		年 月 日	同・別	
		年 月 日	同・別	
		年 月 日	同・別	
		年 月 日	同・別	

※ 現に養育している児童を全て記入してください。

監護・生計同一申立(現に養育している児童と別居している場合に記入してください。)

別居の理由	
監護・生計同一の事実	1 毎月金品の仕送りをしている。(月 円)
	2 毎月ではないが金品の仕送りをしている。(月 円)
	3 生活が苦しいため金品の仕送りはできないが子どもに対する監督・保護は行っている。
	4 就業しており自活できる収入を得ているが子どもに対する監督・保護は行っている。
	5 日常生活について指示、連絡を行っている。
	6 休暇等には帰省している。
	7 別居の理由が消滅したときは、再び起居をともにする。
	8 その他()

※添付書類：現に養育している児童と別居している場合は、別居する児童の世帯全員の住民票や仕送り明細など、監護の事実を確認できる書類を提出してください。

<注意事項>

- 1 扶養義務者が扶養している子で、出生の最も早い者から数えて2番目以降かつ3歳未満児に係る利用者負担金を無料とします。
- 2 世帯員、就労状況等に変更(児童の死亡、結婚等により扶養しなくなった等)があった場合は速やかに届出をお願いします。
- 3 第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化申請書は年度ごとに提出が必要になります。
- 4 利用者負担金無料化が決定した後に次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合には、無料化の決定を取り消すこととなります。なお、無料化の対象になった分の利用者負担金を改めて請求することがあります。
 - (1) 虚偽の申請があったとき。
 - (2) 特定教育・保育施設等の入所要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 住所が市外へ移ったとき。
 - (4) 第2子以降の児童ではなくなったとき。
 - (5) 無料化の対象児童以外の児童に係る利用者負担金を3月以上滞納したとき。
 - (6) その他市長が無料化を取り消すべきものと認めたとき。